

上尾市工事成績評定結果通知公表要領

平成 2 1 年 4 月 1 日
市 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上尾市工事成績評定要領（平成 2 1 年 4 月 1 日市長決裁）第 8 条の規定に基づき、市が発注する工事の成績の評定結果（以下「評定結果」という。）の受注者に対する通知、公表及び修正に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知の方法)

第 2 条 市長は、完成検査（上尾市工事検査規則（平成 2 4 年上尾市規則第 4 7 号）第 2 条第 4 号に規定する完成検査をいう。以下同じ。）終了後、遅滞なく工事成績評定結果を「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」（第 1 号様式）により受注者へ通知する。

2 当該工事において、法令遵守等に抵触又は抵触しているおそれがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定しない場合は、市長は、前項の規定によらず完成検査終了後遅滞なく、受注者に対し工事完成検査結果と併せて工事暫定成績評定結果を「工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）」（第 2 号様式）により通知する。

(説明請求)

第 3 条 受注者は、前条に基づく通知に対して疑問がある場合には、通知を受けた日から起算して 1 4 日以内に、「工事成績評定結果に係る説明請求書」（第 3 号様式）により市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して「工事成績評定結果に係る説明書」（第 4 号様式）により速やかに回答する。

(委員会の設置)

第 4 条 工事主管課長は、前項により受注者に対し回答するにあたり、説明を求められた内容を公正に判断するため、工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 評定の修正の必要の有無に関すること。

(2) 評価の修正を行う場合における評価結果に関すること。

(3) 完成検査終了後に通知する当該工事の評価結果について、説明を求められたときの受注者に対する回答に関すること。

(組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、工事主管部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、工事主管部次長（工事主管部次長が複数いる場合にあっては、工事主管課の分掌する事務を所掌する工事主管部次長）の職にある者をもって充てる。

4 委員は、工事主管部に属するすべての課の長の職にある者及び契約検査課長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者（受注者、監督員、総括監督員又は工事検査員をいう。）に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、工事主管課において処理する。

(評価の修正)

第10条 工事主管課長は、委員会の審査に基づき検討した結果、当該評価結果を修正する必要があると認められた場合は、上尾市工事成績評価要領第5条第2項に規定する工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表及び施工プロセス並びに工事成績評価表及び細目別評定点採点表の修正を行うものとする。

2 工事主管課長は、前項の規定による修正を行った場合は、同項の工事成績評価表及び細目別評定点採点表の写しを契約検査課長に送付する。

- 3 契約検査課長は、前項の規定により送付された工事成績評価表及び細目別評定点採点表を市長に報告する。
- 4 市長は、第1項の規定による修正を行った場合は、遅滞なくその結果を「工事成績評価結果の修正について（通知）」（第5号様式）により受注者へ通知する。

（評価結果の確定及び通知）

第11条 工事主管課長は、第2条第2項により工事暫定成績評価結果の通知を行った後、以下による法令遵守等の措置がなされた場合は、遅滞なく工事成績評価結果の評定点を変更し確定する。措置が不要なことが確定した場合は評定点の変更を行わずに確定する。法令遵守等の措置における減点は「上尾市工事成績評価要領」の審査項目別運用表における法令順守等の該当項目一覧表による。

- 2 市長は、第1項の規定による確定を行った場合は、遅滞なく「工事成績評価結果の確定について（通知）」（第6号様式）により受注者へ通知する。
- 3 前項による通知を受けた受注者は、第3条第1項に準じて、発注者に対し工事成績評価の内容について説明を求めることができる。ただし、説明を求めることができる項目は、法令遵守等における減点措置に限るものとする。
- 4 市長は、前項による説明を求められたときは、受注者に対して第3条第2項に準じて回答する。

（評価結果の公表）

第12条 工事主管課長は、完成検査の終了後遅滞なく評価結果を「工事成績評価結果表」（第7号様式）により公表するものとする。また、第11条による評価を確定した結果を「工事成績評価確定結果表」（第8号様式）により、第10条による工事成績修正結果を「工事成績評価修正結果表」（第9号様式）により同様に公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表については、工事主管課において閲覧できるものとし、当該閲覧をするときは、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。
- 3 前項の閲覧期間は、完成検査日の属する年度とその翌年度とする。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには、応じないものとする。

5 第7号様式から第9号様式までの保存期間は、完成検査日の属する年度の翌年度から起算して3年とする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、評価結果の通知、公表及び修正に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則（平成26年7月14日市長決裁）

この要領は、決裁の日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

第 年 月 日 号

様

上尾市長



工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）

下記工事は完成検査の結果合格したので、工事請負契約約款第31条第2項の規定により通知します。また、工事成績評定結果についても併せて通知します。なお、この通知内容の説明を希望する場合は、この通知を受領した日から起算して14日以内（「休日」を含む。）に書面で説明を求めることができます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円

項 目	細 別	細 目 別 評 定 点
1 施工体制	I 施工体制一般	点 / 3.3 点
	II 配置技術者	点 / 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	点 / 13.0 点
	II 工程管理	点 / 8.1 点
	III 安全対策	点 / 8.8 点
	IV 対外関係	点 / 3.7 点
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	点 / 14.9 点
	II 品質	点 / 17.4 点
	III 出来ばえ	点 / 8.5 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	点 / 7.3 点
5 創意工夫	I 創意工夫	点 / 5.7 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	点 / 5.2 点
7 法令遵守等	(減点のみ)	— 点
評 定 点 合 計		点 / 100.0 点

第 号
年 月 日

様

上尾市長

印

工事完成検査結果及び工事暫定成績評定結果について（通知）

下記工事は完成検査の結果合格したので、工事請負契約約款第 3 1 条第 2 項の規定により通知します。また、下記工事は、法令遵守等に抵触又は抵触している恐れがあり、これに対する措置が完成検査日までに決定していないため、上尾市工事成績評定結果通知公表要領第 2 条第 2 項の規定により工事暫定成績評定結果を併せて通知します。なお、この通知内容の説明を希望する場合は、この通知を受領した日から起算して 1 4 日以内（「休日」を含む。）に書面で説明を求めることができます。

この通知による工事成績評定結果は、法令遵守等の措置が決定するまでの間効力を有し、上尾市建築工事成績評定結果通知公表要領第 1 1 条第 2 項の規定により工事成績評定結果が確定し、適用した時点で、この通知による工事成績評定結果は無効となります。

記

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 / 3. 3 点
	II. 配置技術者	点 / 4. 1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	点 / 1 3. 0 点
	II. 工程管理	点 / 8. 1 点
	III. 安全対策	点 / 8. 8 点
	IV. 対外関係	点 / 3. 7 点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	点 / 1 4. 9 点
	II. 品質	点 / 1 7. 4 点
	III. 出来ばえ	点 / 8. 5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	点 / 7. 3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	点 / 5. 7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	点 / 5. 2 点
7. 法令遵守等	（減点のみ）	— 点
合 計		点 / 1 0 0 点

年 月 日

上尾市長

あて

受注者

工事成績評定結果に係る説明請求書

下記の工事の成績評定結果について、疑問があるので説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 評定に疑問のある項目・細別
- 3 説明を請求する理由

第 号
年 月 日

様

上尾市長



工事成績評定結果に係る説明書

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容
について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 疑問に対する回答

第 号
年 月 日

様

上尾市長



工事成績評定結果の修正について（通知）

下記工事成績評定結果について、修正を行ったので、上尾市工事成績評定結果通知公表要領第10条第4項の規定により通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円

修正後の工事成績評定結果

項 目	細 別	細 目 別 評 定 点
1 施工体制	I 施工体制一般	点 / 3.3 点
	II 配置技術者	点 / 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	点 / 13.0 点
	II 工程管理	点 / 8.1 点
	III 安全対策	点 / 8.8 点
	IV 対外関係	点 / 3.7 点
3 出来形及び 出来ばえ	I 出来形	点 / 14.9 点
	II 品質	点 / 17.4 点
	III 出来ばえ	点 / 8.5 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	点 / 7.3 点
5 創意工夫	I 創意工夫	点 / 5.7 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	点 / 5.2 点
7 法令遵守等	(減点のみ)	点
評 定 点 合 計		点 / 100.0 点

様

上尾市長



工事成績評定結果の確定について（通知）

下記のとおり工事暫定成績評定結果を確定したので、上尾市工事成績評定結果通知公表要領第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

なお、この通知内容（法令遵守等における減点措置に限る。）の説明を希望する場合は、この通知を受領した日から起算して 1 4 日以内（「休日」を含む。）書面で説明を求めることができます。

また、確定後の工事成績評定結果については、 年 月 日より適用します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	金 円

工事成績評定結果

項 目	細 別	細目別評定点
1．施工体制	I．施工体制一般	点 / 3．3 点
	II．配置技術者	点 / 4．1 点
2．施工状況	I．施工管理	点 / 13．0 点
	II．工程管理	点 / 8．1 点
	III．安全対策	点 / 8．8 点
	IV．対外関係	点 / 3．7 点
3．出来形及び出来ばえ	I．出来形	点 / 14．9 点
	II．品質	点 / 17．4 点
	III．出来ばえ	点 / 8．5 点
4．工事特性	I．施工条件等への対応	点 / 7．3 点
5．創意工夫	I．創意工夫	点 / 5．7 点
6．社会性等	I．地域への貢献度	点 / 5．2 点
7．法令遵守等	（減点のみ）	点
合 計		/ 100．0 点

工事成績評定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
完 成 年 月 日	年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
受 注 者	
評 定 点 合 計	点

工事成績評定確定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
完 成 年 月 日	年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
受 注 者	
評 定 点 合 計	点

工事成績評定修正結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 主 管 課	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
完 成 年 月 日	年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
受 注 者	
評 定 点 合 計	点